

京情審答申第54号  
平成17年8月4日

京都府知事  
山田 啓二様

京都府情報公開審査会  
会長 錦織成史

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年1月13日付け7税第16号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった部分公開決定において実施機関が非公開とした部分のうち別表の部分を公開すべきである。その余の判断は妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成16年12月3日、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対して「京都弁護士会館に係る不動産取得税決議書（現年第158号）」を内容とする公文書の公開請求が行われた。
- 2 これに対し、実施機関は、対象文書を「不動産取得税決議書」（平成16年9月9日付け現年第158号）に特定するとともに、平成16年12月17日、本件公開請求について、条例第10条第1項の規定により部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書部分公開決定通知書を異議申立人に送付した。
- 3 平成16年12月24日、異議申立人から、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立書が提出され、受理した。
- 4 平成17年1月13日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

弁護士会館はその会館建設工事費用として京都府、京都市、府下市町村等から多額の補助金を受けた。

弁護士会館は裁判所敷地に建つ。賃借契約を結んでいるとは云え特権待遇そのものであり、旧会館時代からの権益引継とその誇示は露骨極まりない。

補助金獲得後も更なる特権を求めている。そのモラル低下は著しく、弁護士法に云う非行のレベルにある。それも組織的計画的である。

減免申請の理由は、補助金申請の計算根拠のなさ同様に理由とは云えず、これを殆どこのみにしての税処分には重大な過誤があり、違法である。

よって、地方税法第22条（昭和25年法律第226号）は云うに及ばず条例第6条第2号には該当しない。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 非公開とした部分及び理由について

非公開とした箇所は、京都弁護士会館（以下「本件家屋」という。）の評価額、課税標準額、税額及び減免額並びに減免対象とした部分以外の部分の用途及び面積である。

これらは、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密に該当し、地方税法第22条の規定により公にすることができず、情報公開条例第6条第2号に該当するため、非公開とした。

### 2 地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た事項であっても、公開した部分について

本件処分においては、調査により知り得た事項であっても、不動産登記法第21条の規定により知り得る事項については秘密でないと判断し、公開している。また、本件家屋に係る不動産取得税が公益性を理由として一部減免されているという特別の事情を考慮し、当該減免に係る部分については公開している。

### 3 守秘義務の対象範囲について

秘密に該当するか否かは、納税者が法人か個人かで区別せず、客観的に判断して、一般的にプライバシーに関わるものかどうかで判断している。本人が公開しているかどうかでは守秘義務に反することの違法性を阻却しない。

調査により知り得た事項の全部が秘密に該当する。

## 第6 審査会の判断理由

## 1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

## 2 具体的な判断及びその理由について

実施機関は、非公開部分は、条例第6条第2号に該当すると主張するので、検討、判断する。

### (1) 条例第6条第2号該当性について

条例第6条第2号は、「法令、条例又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示に基づき公にすることができないとされている情報」が記載されている公文書については、実施機関は、公文書の公開をしないことを定めている。

また、地方税法第22条は、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」と定めている。

地方税法第22条の規定は、「秘密」とされた情報について守秘義務を課す規定であるから、この守秘義務を課された情報は法令により公にすることができないという条例第6条第2号の要件に該当する。

( 2 ) 地方税法第 22 条に規定する「秘密」の性質について

実施機関は、秘密に該当するか否かは、客観的に判断して、一般的にプライバシーに関わるものかどうかで判断し、本人が公開しているかどうかでは守秘義務に反することの違法性を阻却しないとす。そのため、調査により知り得た事項をすべて「秘密」としている。

しかし、その建物に当然ある施設の有無についてまで、職務上知り得たからといって、実質上も秘密にしなければならないかは疑問である。地方税法第 22 条に規定する「秘密」は、調査により知り得た事項すべてを秘密とするような形式秘の性質のものではなく、実質的にもその事項が秘密として保護するに値すると認められることが必要であり、実質秘の性質のものであると解すべきである。

( 3 ) 本件処分での審査基準

本件処分では、非公開とされた情報について、2(2)で述べた「秘密」に該当するか否かという観点、具体的には、調査しなくても明らかになっているようなものがあるか否かという観点から審理するのが適当である。

以下、このような観点から個別具体的に検討する。

( 4 ) 決定価格、本件家屋に係る不動産取得税の課税標準額、税額及び減免額について

決定価格、本件家屋に係る不動産取得税の課税標準額、税額及び減免額については、調査に基づいて知り得た情報であり、実質的に秘密となる情報である。従って、地方税法第 22 条に規定する「秘密」として、条例第 6 条第 2 号に該当する。

( 5 ) 用途及び面積について

非公開とされた用途のうち、別表に掲げる用途については、その建物の構造上当然あるべきもの及び本件家屋の性格上、誰でも入館し、利用できる箇所の用途、並びに法人自身が公開している内容であるので、実質的には秘密とならない情報である。従って、地方税法第 22 条に規定する「秘密」ではなく、条例第 6 条第 2 号には該当しない。ただし、具体的な面積については調査によってはじめて明らかになるものであって実質的に秘密となる情報である。従って、地方税法第 22 条に規定する「秘密」として、条例第 6 条第 2 号に該当する。

### 3 結 論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表

文書名「京都弁護士会館に係る不動産取得税の減免対象面積」の項目名	公開すべき部分
・区分「対象外部分面積」	用途
・区分「共用部分面積」	用途
・階「地下1階」のうち、上から6段目から11段目及び13段目から15段目	室名
・階「1階」のうち、上から1段目から11段目及び20段目から25段目	室名及び用途
・階「2階」のうち、上から1段目から11段目及び13段目から15段目	室名及び用途
・階「3階」のうち、上から1段目から14段目	室名及び用途
・階「4階」のうち、上から1段目から8段目及び10段目	室名

## 参考

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 7 年 1 月 1 3 日	諮問書の受理
平成 1 7 年 1 月 2 8 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 1 7 年 2 月 2 8 日	異議申立人の意見書の受理
平成 1 7 年 3 月 3 0 日	第 1 回 審 査 会
平成 1 7 年 5 月 1 0 日	第 2 回 審 査 会
平成 1 7 年 6 月 7 日	第 3 回 審 査 会
平成 1 7 年 7 月 1 2 日	第 4 回 審 査 会
平成 1 7 年 8 月 4 日	答 申